

【別紙2】補助金見直し基準運用表

見直し方向性		具 体 的 な 判 断 基 準	評 価 基 準	番号
現 行 維 持		法令等により市が補助することが義務付けられているもの		1
		国、県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的であるもの		2
		財源の全額が特定財源であり、一般財源を伴わないもの		3
		他市町村との協議等により市の負担が決定しているもの		4
		補助対象事業、団体等の適格性、補助の有効性が高く、現行水準を維持する必要があるもの	総合評価Aのもの (※1)	5
縮 小	10%削減	他の項目に該当しないもの	団体の設立から3年を経過する団体に対する運営費補助を除く総合評価Bのもの(※1)	6
	50%削減		団体の設立から3年を経過する団体に対する運営費補助を除く総合評価Cのもの(※1)	7
費 用 変 更		事業手法を見直し、市の直営又は委託方式等に変更する必要があるもの。	2(3)が「0」評価のもの(※2)	8
廃 止		補助対象事業の目的・視点・内容が明確でないもの	1(1)が「0」評価のもの	9
		補助対象事業の公益性が認められないもの	1(2)が「0」評価のもの	10
		補助対象事業の必需性が認められないもの	1(3)が「0」評価のもの	11
		補助対象事業が社会情勢に合致していないもの	1(4)が「0」評価のもの	12
		補助対象事業の成果が認められないもの	2(1)が「0」評価のもの	13
		補助金の交付による効果が認められないもの	2(2)が「0」評価のもの	14
		団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していないもの	3(1)が「0」評価のもの	15
		団体等の会計処理が不適切であるもの	3(2)が「0」評価のもの	16
		団体等の会計処理上、繰越金があるもの(運営費補助の場合のみ)	3(3)が「0」評価のもの	17
		補助対象事業、団体等の適格性、補助の有効性が著しく低いもの	総合評価Dのもの	18
	団体の設立から3年を経過した団体に対する運営費補助(団体の適格性が高いものを除く)	団体の設立から3年を経過した団体に対する運営費補助で総合評価B・Cのもの	19	

※1 2(3)が「0」評価のものを除く

※2 総合評価Dのものを除く